

# 令和6年度茨城県U I Jターン・地元定着支援強化事業業務委託仕様書

## 1 委託事業名

令和6年度茨城県U I Jターン・地元定着支援強化事業

## 2 事業の目的

多くの若者が大都市圏で就職するなど、地方における人口流出や少子高齢化により、中小企業等での人材確保が厳しい状況にある。

特に本県は、県内高校生の約8割が東京都を中心とする県外大学に進学し、県内大学卒業生の約6割も県外で就職するなど、多くの人材が県外に流出している。

このことから、首都圏の大学生等の県内企業へのU I Jターン就職を促進するとともに、本県内の大学生についても、県内企業への定着を図るための施策が不可欠である。

このため、U I Jターン及び地元定着の促進を図ることを目的として本事業を実施する。

## 3 委託業務の内容

委託する業務の内容は次のとおりとする。

なお、事業参加者の負担金は、昼食代や交通費等参加に要する実費を除き原則無料とすること。

### (1) インターンシップ「いばらきプログラム」の実施

県内外大学生等を対象に、本県企業の魅力や県内で働くことのメリットをより効果的に体験してもらうため、県内外大学や県内産業界等との連携により、インターンシップ「いばらきプログラム」を実施する。

なお、事業実施にあたっては、県が実施する、都内大学等主催の学内U I Jターンセミナーでの学生への就職相談と連携し、最大限の効果を発揮できるよう努めること。

主な業務内容は次のとおりとする。

#### ア インターンシップ「いばらきプログラム」の設計

- ・企業経営者に随行できる経営者随行型など、県内企業で実施する本県独自のインターンシッププログラムを設計し、県内企業25社以上で実施すること。
- ・参加学生数の目標値は、延べ80名以上とし、より多くの学生の参加促進に向けて実施方法を工夫すること。
- ・プログラムの設計にあたっては、事前に県と実施方法やスケジュール、成果指標について十分協議すること。

#### イ 事業実施に伴う業務

- ・受入企業開拓、県内外大学等への広報宣伝、参加学生のとりまとめ、企業と大学・学生間等の調整、参加学生へのアンケート実施及び集計等を行うこと。

#### ウ インターンシップマッチングフェアの開催

- ・学生の参加促進を図るため、県内外大学等と連携し、企業と学生とのマッチングフェアを開催すること。開催回数は1回以上とする。
- ・開催にあたっては、大学等との連携により、会場確保、広報宣伝、企業との調整、会場設営、当日の運営等を実施すること。

#### エ その他、事業を実施する上で必要と認められる付帯業務

### (2) 高校生対象早期キャリア講座の開催

主に県内の進学校の生徒を対象に、地元産業への関心を喚起し、大学卒業後のUターン就職及び地元定着を促進するため、高校生対象早期キャリア講座を開催する。

主な業務内容は次のとおりとする。

ア キャリア講座の企画、調整、実施

- ・ 講座内容は、最先端の優れた技術を有する県内企業等の先輩社会人によるキャリア講座、プレ企業研究、高校生と企業とのオンライン交流会等とし、本講座を受講することで、将来の本県での具体的な就職先や業務内容をイメージできるようなプログラムとすること。
- ・ 企業開拓・調整、高校との連絡調整、参加生徒のとりまとめ、当日の運営、参加生徒へのアンケート実施及び集計等を行うこと。
- ・ 開催校（回）数の目標値は、キャリア講座、プレ企業研究、高校生と企業とのオンライン交流会等を合わせて15校（回）以上とすること。なお、参加生徒数は160名以上とし、より多くの生徒の参加促進に向けて実施方法を工夫すること。
- ・ 企画にあたっては、事前に県と実施方法やスケジュール、成果指標について十分協議すること。

イ その他、事業を実施する上で必要と認められる付帯業務

(3) 学生等への相談・就職支援

事業参加者及びU I J ターン希望の大学生等に対する相談・就職支援業務

(4) 事業を実施する上で必要となる付帯業務

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 事業計画書の提出

委託契約締結後、「令和6年度茨城県U I J ターン・地元定着支援強化事業に係る事業計画書（仕様書様式第1号）」を作成し、速やかに提出すること。

6 委託業務の対象経費等

(1) 対象経費

上記3に掲げる業務を行うために必要であり、かつ通常業務と仕分けが可能な次の経費  
ア 人件費

事業全体を通じて直接従事する者の直接作業時間に対する人件費  
（報酬、通勤手当、共済費等）

イ 事業費

（ア） 事業の運営にかかる経費

（イ） インターンシップ「いばらきプログラム」の実施にかかる経費  
（広報宣伝費、印刷製本費、通信運搬費、スタッフ旅費 など）

（ウ） 高校生対象早期キャリア講座の開催にかかる経費

（広報宣伝費、資料印刷製本費、講話・企業研究・交流会に要する経費 など）

ウ その他事業費

（消費税、知事が必要と認めた経費）

(2) 対象とならない経費

- ・ 事業との関連が認められない経費
- ・ 機械・機器等備品（取得価格10万円以上）の購入経費
- ・ 食糧費

## 7 事業実施状況の把握、県への報告等

- (1) インターンシップ「いばらきプログラム」、高校生対象早期キャリア講座については、実施後2週間以内に県に実施状況を報告すること。
- (2) 企業や大学等を訪問した活動記録を業務日報として整備すること。
- (3) 事業参加者について、本県企業への内定あるいは就職決定者数に関する効果測定を実施し、県に報告すること。  
なお、実施時期及び方法等については別途協議を行う。
- (4) また、上記によらず、委託業務の履行状況について報告を求められた場合には、県が定める方法により速やかに報告すること。
- (5) 業務が終了した場合は、「業務完了報告書(仕様書様式第2号)」を作成し、委託業務終了の日から起算して30日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに知事あて報告すること。

## 8 その他

本仕様書に明示なき事項又は業務に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。